

具 体 的 行 動 計 画

救護施設 太白荘
令和3年4月

第1条 個人の尊厳の尊重

私たち職員は、全ての人々の基本的人権を積極的に擁護し、利用者一人ひとりをかけがえのない大切な存在として尊重します。

(太白荘行動計画)

私たち職員は、地域社会に対して透明性の高い福祉サービスの提供者を目指し、利用者の権利擁護に積極的に取り組みます。

- 職員から利用者への呼びかけは、敬称「さん」を基本と致します。
- 命令的、威圧的、否定的言動や、無視、無関心的な行動を取ることがないように支援いたします。
- 利用者個人々人をよく知り、その人に相応しい生活ができるよう個別の支援・援助をケアの原則といたします。
- 管理的な生活ではなく、利用者主体の生活の実現を目指します。

第2条 生活者としての権利の尊重

私たち職員は、利用者の生活のあり方や仕組みが、これまで慣れ親しんできた地域社会にあることを基本とし、適切なサービスが、利用者本人の意向に沿って行われることを保障します。

(太白荘行動計画)

利用者の了解・理解を得ながら整える「ケアプラン（個別支援計画）」を基本にケアサービスを提供し、その人に相応しい生活の実現に取り組みます。

- 個別支援計画を基に、地域生活・年金を活用した生活へ移行できるよう支援いたします。
- 地域社会・一般社会の生活や価値観等の尺度で生活全般を見直し、わかりやすい各種情報の提供を行いながら、利用者個人々人が自己選択・自己決定のできる、ふつうの生活の実現を目指します。

第3条 プライバシーが守られる権利の尊重

私たち職員は、利用者の生活におけるプライバシーを守り、また、個人の情報が、承諾なしに勝手に使用されないことを保障します。

(太白荘行動計画)

プライバシーを守ることは、利用者主体のケアサービス提供の前提であり、必須条件であることを理解し、生活支援をいたします。

- 身体介護の場面では、同性介護を基本とした取り組みをいたします。特に着脱衣・排泄等のケアに当たっては、他者の視線にさらされることのないように配慮し、ケアにあたります。
- 利用者個人の居室への出入り・郵便物の開封・私物ロッカー・私物の確認は、利用者の承諾なしにはいたしません。
- 「なんでも相談」等の対応にあっては、相談者のプライバシーを守り、対人的な相談の場合にあっては、相手のプライバシーへの配慮もいたします。
- 宮城県社会福祉協議会個人情報保護規定を遵守いたします。

第4条 不当に財産が侵されない権利の尊重

私たち職員は、利用者の年金、預貯金及び所持金等が不当に侵害されることなく、適切に処理、管理されることを保障します。

（太白荘行動計画）

利用者の財産は、本人の意向に沿って管理・運用されることが原則であり、本人の生活にふさわしい、希望する生活に費やされるよう支援いたします。

○現物・預貯金の自己管理に向け、アセスメント～ケアプラン（個別支援計画）に基づき、支援いたします。

○現物・預貯金の自己管理が現時点ではどうしても困難と判断される利用者に対し、金銭管理について個別的・具体的に支援を行います。

○所持金残高について、定期的に情報の提供を行い、確認していただきます。

第5条 知る権利の尊重

私たち職員は、利用者が必要とする情報を理解できるようにわかりやすく提供し、利用者の知る権利を保障します。

（太白荘行動計画）

自己選択・自己決定に基づいた生活を送るために、利用者一人ひとりに合った提示の仕方、必要な情報をわかりやすく、十分に提供いたします。

○情報の共有を図るため、予定等の日常生活情報は、毎日の「集い」時に全員を対象に伝達いたします。必要に応じ、繰り返し情報を提供いたします。

（口頭伝達・音声情報／掲示板表示・文字情報／図・画像等の利用・活用）

○個々の利用者の理解力に応じ、現物の提供や現地見学・実体験等本人が理解できる具体的な情報提供手段を講じます。

第6条 自己決定の保障

私たち職員は、利用者が、あらゆる生活の領域で自らの意思によって選択し、決定する権利を保障します。自己選択・決定にあたっては、十分な説明や同意を得ることに配慮し、また、不当・過度の干渉は行わないことを保障します。

（太白荘行動計画）

自己決定権は、いかなる人にも固有の権利として等しく存在する基本的人権であることを理解し、一人ひとりの能力に相応しい方法で、自己決定権の行使を支援いたします。

○利用者が理解できる方法による説明をいたします。

（言葉使い・現物の提示・現場訪問・写真の利用等）

○本人の同意・了解を得ます。

（必要に応じて、本人・家族と文書によって確認を行います。）

○生活全般にわたり、利用者の意志を反映した運営を行います。

第7条 安心・安全な生活の保障

私たち職員は、福祉サービスの提供において、虐待等の早期発見に努め、人権擁護に向けて積極的な対応をします。

（太白荘行動計画）

利用者に対し、決して人権を侵すことがないよう、日々、自分たちの言動・意識を自ら検証し、支援いたします。

○人権侵害を防ぐ立場であると同時に、利用者の思い・権利の実現に努めます。

○いかなる理由があっても体罰や暴力、虐待等の人権侵害は、決して許されないことを深く認識しながら支援いたします。

○外部からの不審者対策として、管理棟正面玄関、利用者玄関に、さすまたを設置、事務室・各ケアステーション・管理業務当直室に撃退スプレーを設置し、安全に努めます。

第8条 身体拘束へと至らない質の高い生活が守られる権利の保障

私たち職員は、利用者一人ひとりが安全、安心、快適な生活が送れるよう、身体拘束に至らない質の高い生活を積極的に提案します。

（太白荘行動計画）

職員は福祉サービス提供者であることを受け止め、このことをしっかり意識しながら行動し、安全・安心・快適な生活支援・ケアサービスを提供いたします。

○身体拘束に至らない質の高い生活支援を目指します。

○言葉使いや威圧的態度による行動制限を加えません。

（言葉による精神的な拘束もあることを知り、話しかけ・声掛けを大切にします。）

○利用者の要望・希望・願いを無視したり、無関心を装う等の支援・援助の拒否・放棄はいたしません。

第9条 質の高いサービスを受ける権利の保障

私たち職員は、利用者一人ひとりのニーズに基づき、その人らしい生活が送れるよう、福祉サービスを提供します。

（太白荘行動計画）

利用者一人ひとりが、満足の得られる生活を送れるように、一人ひとりのニーズに応えられる質の高いサービスを提供いたします。

○自己評価・第三者評価を実施し、ケアサービスの検証と改善を図ります。

（「施設サービス評価」実施細則の活用）

○QC手法等を活用し、生活改善に取り組みます。

○自己研修・自己研鑽に努めます。

第10条 サービス利用計画策定に参画する権利の保障

私たち職員は、利用者に係るサービス利用計画の策定にあたっては、利用者本人及び家族の主体的な参画を基本とします。

(太白荘行動計画)

利用者に係るサービス計画、個別の支援計画は、利用者本人の計画策定参加と同意を基本にす
すめ、利用者主体のケアサービスの提供をいたします。

○「ケアプラン（個別支援計画）」を基本に、ケアサービスを提供いたします。

○地域の福祉サービスや社会資源・ボランティアを有効に活用します。

第11条 意見・質問・苦情を表明する権利の保障

私たち職員は、利用者の意見・質問・苦情には、真摯に傾聴し、具体的な解決、改善を図っ
ていくことを保障します。

(太白荘行動計画)

利用者職員間の信頼関係を基本に、利用者の「意見・質問・相談・苦情」は、個別的に解決
いたします。同時に、個々の解決された問題を一般化し、予防・再発防止等の観点から生活全般
に反映・フィードバックし、定着化を図りながらサービスの質の向上に連動するよう努めます。

○「なんでも相談（相談・苦情解決）実施細則」の遵守・活用をいたします。

○利用者が「なんでも・どんなことでも」相談できる人間関係を築いていきます。

○相談・問題は、具体的に解決策を示していきます。

○利用者職員の話し合いを定期的に行います。

○利用者の自治会活動を支援いたします。